

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 特定施設の設置許可申請
- 指定居宅サービスの事業の廃止

環境管理課

### 【公告】

- 県営土地改良事業計画の縦覧
  - 公共測量の実施
  - 〃
  - 道路の位置の指定
  - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
  - 〃
- 【公安委員会】
- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則
  - 刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則
- （以上県例規集登載）

指導監査室

耕地課

監理課

〃

建築指導課

〃

〃

〃

地域課

刑事企画課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和六年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 北興化学工業株式会社

住所 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

氏名 代表取締役社長 佐野 健一

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 北興化学工業株式会社岡山工場

所在地 岡山県玉野市胸上402番地

# 令和6年2月9日 岡山県公報 第12572号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		廃 止	
種	類	46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 (R-1-9)		46-イ 有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設 (R-1-9)	
能	力	1.6m <sup>3</sup> /hr 2.5回/日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		-	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		工事着手後1週間		-	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		工事完成後直ちに		-	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m <sup>3</sup> /日)	1.7	4.8	同左	
	p H	0.5~2.5			
	C O D (mg/L)	2600	3100		
	S S (mg/L)	33	57		
	油 分 (mg/L)	32	41		
	T-N (mg/L)	19	38		
	T-P (mg/L)	6	10		
	ベンゼン (mg/L)	<0.01	0.1		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 令和6年2月9日から同年3月1日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び玉野市役所

◎岡山県告示第五十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年二月九日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人 豊医会 通所介護 はあな

2 所在地

岡山県美作市豊国原三四九―一 番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人豊医会

2 所在地

岡山県美作市豊国原三六三 番地の二

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年二月二日

四 介護保険事業所番号

三三七三七〇〇六九三

五 サービスの種類

通所介護

〔七二〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、  
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し  
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

令和六年二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 下仁保地区）

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 下仁保地区）計画書

三 縦覧の期間

令和六年二月九日から同年三月一日まで

四 縦覧の場所

赤磐市役所

〔七三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市山地地内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和六年一月三十一日から 同年三月十五日まで	測量期間

〔七四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、津山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市中北上及び真庭市上河内地区	測量区域
公共測量（航空レーザ測量）	測量の種類
令和六年一月二十五日から同年三月三十一日まで	測量期間

〔七五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年二月九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号 岡山県指令備中局 建第四一―一―号 令和六年一月三十 一日	番 号	道 路 の 位 置 浅口市金光町佐方一〇三一番一 〇、一〇三一番五の一部	道 路 の 幅 員 (メートル) 五・〇〇	四・一五 五・〇〇	道 路 の 延 長 (メートル) 二六・二〇	七・八〇
-------------------------------------------------------	-----	--------------------------------------------	-----------------------------	--------------	------------------------------	------



〔七六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月九日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市三輪字中通一 一 一番二、一 一 一番三、一 一 一番五、一 一 一番六、一 一 一番七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区西花尻一三二 一番地一ブランドミール一〇三号

池上 貴俊

池上 彩恵

三 許可年月日及び許可番号

令和五年九月二十八日岡山県指令建指第二二四号

〔七七〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年二月九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字南国府東三二八四番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区白石西新町六番地一〇五ボルト白石A一〇二

沖田 大和

沖田 優衣

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月四日岡山県指令建指第二八一号

◎岡山県公安委員会規則第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和六年二月九日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一号の表西川橋交番の項を削り、同表柳川交番の項中「石関町」の下に「、富田町一丁目、富田町二丁目、野田屋町一丁目、野田屋町二丁目、平和町、磨屋町」を加え、同表内山下交番の項中「丸の内二丁目」の下に「、表町二丁目、中山下二丁目」を加え、同表下之町交番の項を削る。

第三号の表足守駐在所の項中「上土田」の下に「、栗井、苔山、東山内、西山内、間倉、庄田、河原、真星、掛畑、大井、日近、杉谷、下高田、石妻、山上、上高田、吉」を加え、同表大井駐在所の項を削る。

第十四号の表城見交番の項を次のように改める。

笠岡西交番	笠岡市笠岡五九一五番地八	笠岡市のうち笠岡の一部、金浦、平成町、カプト東町、カプト中央町、カプト西町、生江浜、大河、相生、吉浜、旭が丘、用之江、城見台、茂平、西茂平、大豆、押撫、有田、入田、篠坂、鋼管町、港町
-------	--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------

第十四号の表金浦駐在所の項及び吉浜駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和六年三月二日から施行する。ただし、第十四号の表の改正規定は、令和六年二月二十六日から施行する。

◎岡山県公安委員会規則第二号

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年二月九日

岡山県公安委員会

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年岡山県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「できる」の下に「司法警察員及び同法第二百一条の二第一項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる」を加える。

附 則

この規則は、令和六年二月十五日から施行する。